令和７年４月２７日執行　海津市議会議員選挙

（18）

**選挙運動費用収支報告書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　公職の候補者（氏名）

　公職選挙法第１８９条の規定により、上記候補者の選挙運動に関する収入及び支出を別記のとおり報告します。

　　令和７年　　月　　日　　　　　出納責任者（氏名）

|  |  |
| --- | --- |
| 受　付　印  **海津市選挙管理委員会委員長　様** |  |

**選挙運動費用収支報告書取扱上の注意**

１　報告書提出期限　令和７年５月１２日　午後５時まで（ただし、この提出後になされた収支についてはその収支がなされた７日以内）

２　報告書記載要領

（１）収入の部

　　ア　１件１万円を超えるものについては各件ごとに記載し、１件１万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を記載する。なお、寄附については、１件１万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えない。

　　イ　「種別」欄には「寄付金」、「その他の収入」の区別を明記すること。

　　ウ　債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務または利益を時価に見積った金額を記載すること。

　　エ　寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載すること。

　　オ　寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載し、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載すること。

（２）支出の部

　　ア　「区分」の欄には、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動」のために支出した費用との区別を明記すること。

　　イ　建物、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、もしくは消費したときは、時価に見積った金額を記載すること。

　　ウ　「支出の目的」欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、選挙事務所借上料、ポスター印刷代等）、員数等を記載すること。

　　エ　金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載し、その旨並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載すること。

　　オ　支出の費用は次のように区分し、費目ごとに月日順に記載すること。

　○支出の費目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　人件費 | | 労務者、事務員、車上運動員等に対する報酬 |
| ２　家屋費 | |  |
|  | 選挙事務所費 | 事務所、備品等の借上料、電話架設費等 |
| 集合会場費等 | 個人演説会場借上料 |
| ３　通信費 | | 事務所連絡用電報、電話（借上料、通信料）、葉書、切手等 |
| ４　交通費 | | 選挙運動員、事務員、労務者の交通費 |
| ５　印刷費 | | 選挙運動用ポスター、葉書の印刷費等 |
| ６　広告費 | | 立札、看板、ちょうちん、拡声器等 |
| ７　文具費 | | 紙、筆、その他選挙運動のために使用した消耗品等 |
| ８　食糧費 | | 湯茶、菓子、弁当の費用 |
| ９　休泊費 | | 休憩、宿泊に要した費用 |
| 10　雑費 | | 光熱水費等 |

３　清算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額と合わせて総額を記載すること。

４　領収書等の徴収

　　・選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書等を徴収すること。ただし、電車、バスの乗車券等のように通常、領収書を発行しない場合などは徴収しなくてもよいが、「領収書を徴し難い事情があった支出の明細書」欄に記載すること。

　　注意　選挙運動費用とみなされない支出

　　１　立候補準備のために要した支出で、公職の候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

　　２　公職の候補者として届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

　　３　公職の候補者が乗用する鉄道・船・車等に要した支出

　　４　選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

　　５　選挙運動に関して支払う国・地方公共団体の租税又は手数料

　　６　公職選挙法第１４章の３の中の規定により政党その他の政治団体が行う選挙運動のために要した支出

　　７　主として選挙運動のために使用する自動車又は船舶を使用するために要した支出

　（添付書類）

　　１　領収書、その他の支出を証すべき書面の写し

　　２　領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

　　３　振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し